

## Web Journal『年金研究』論文投稿規程

1. 『年金研究』は公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構が刊行する学術専門誌であり、査読付きの日本語ウェブジャーナルです。年金に関心を有する研究者であれば、だれでも投稿することができます。大学院生の投稿も可能です。
2. 投稿原稿は日本語のみとし、字数は原則として5000字以上24000字以内とします。この字数は、タイトル、日本語要旨、注、文献リスト及び図・表などすべてを含みます。図・表については、読みやすさに留意して描画や作表を行ってください。図・表の文字数換算は個別に判断します。文字サイズが小さく、読みにくい等の判断を当方が行い、図または表のサイズ変更を依頼することがあります。依頼があった場合は、対応願います。
3. 投稿可能な論文の範囲は、年金問題に関するすべての研究を含みます。ただし、著者のオリジナルな研究成果を報告したものであり、他のいずれかの雑誌や、その他の発表メディアに掲載（投稿）されていないものに限りません。
4. 投稿はメールでお願いします。そのさいには、メール本文に次の文面を必ず明記願います。

「私は、『年金研究』に関する著作権規程の内容を了知し、とりわけ、同規程3の各項に定められた事項について保証します。もし万が一これらの事項に関して問題が生じた場合には、責任を持って処理に当たり、貴機構には一切の迷惑をかけないことを誓約します。」
5. 投稿原稿の採否は、査読結果にもとづき、採否判定会議が決定いたします。
6. 採否の判定基準は、①新たな知見 (originality)、②現実との関わり (relevance)、③論理的かつ分かりやすい記述 (simplicity)、の3つにあり、それらを総合的に勘案して採否が判定されます。ただし、サーベイ論文の採否は、サーベイの対象となった文献の包括性、手際のよい論点整理、説得力のある展開、等に基づいて判定されます。
7. 投稿原稿は、別途定める執筆要領に沿って作成願います。原稿のスタイルが執筆要領と異なる原稿や、読みにくい原稿については、審査の対象外とされますので、ご注意ください。
8. 原稿は、採否にかかわらず、お返しいたしません。

9. 以下の(1)から(3)までの提出をもって、原稿提出とします。(1)については当機構サイト掲載の「Web Journal『年金研究』投稿申出書」をご利用ください。(2)及び(3)は1つのファイルで提出してください。別途定める執筆要領に基づき日本語要旨及び本文の作成を願います。

- (1) タイトル(氏名・肩書を含む)
- (2) 日本語要旨 (400～900 字)
- (3) 本文 (図・表等を含め 5000～24000 字)

10. 原稿の送信先：

〒108-0074

東京都港区高輪 1-3-13NBF 高輪ビル 4F

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構『年金研究』採否判定会議

Eメール [toukou@nensoken.or.jp](mailto:toukou@nensoken.or.jp)

投稿原稿(図表以外)は原則として Word ファイルで作成し、それを PDF ファイル形式にしてメール添付でご送信願います。

11. 原稿到着後、当方で一読後、審査可能であると判断した場合、その旨返信メールでご連絡します。なお、この判断は①年金または年金に関連する事項がテーマになっているか、②執筆要領に沿っているかといった形式面のチェックに主眼が置かれます。

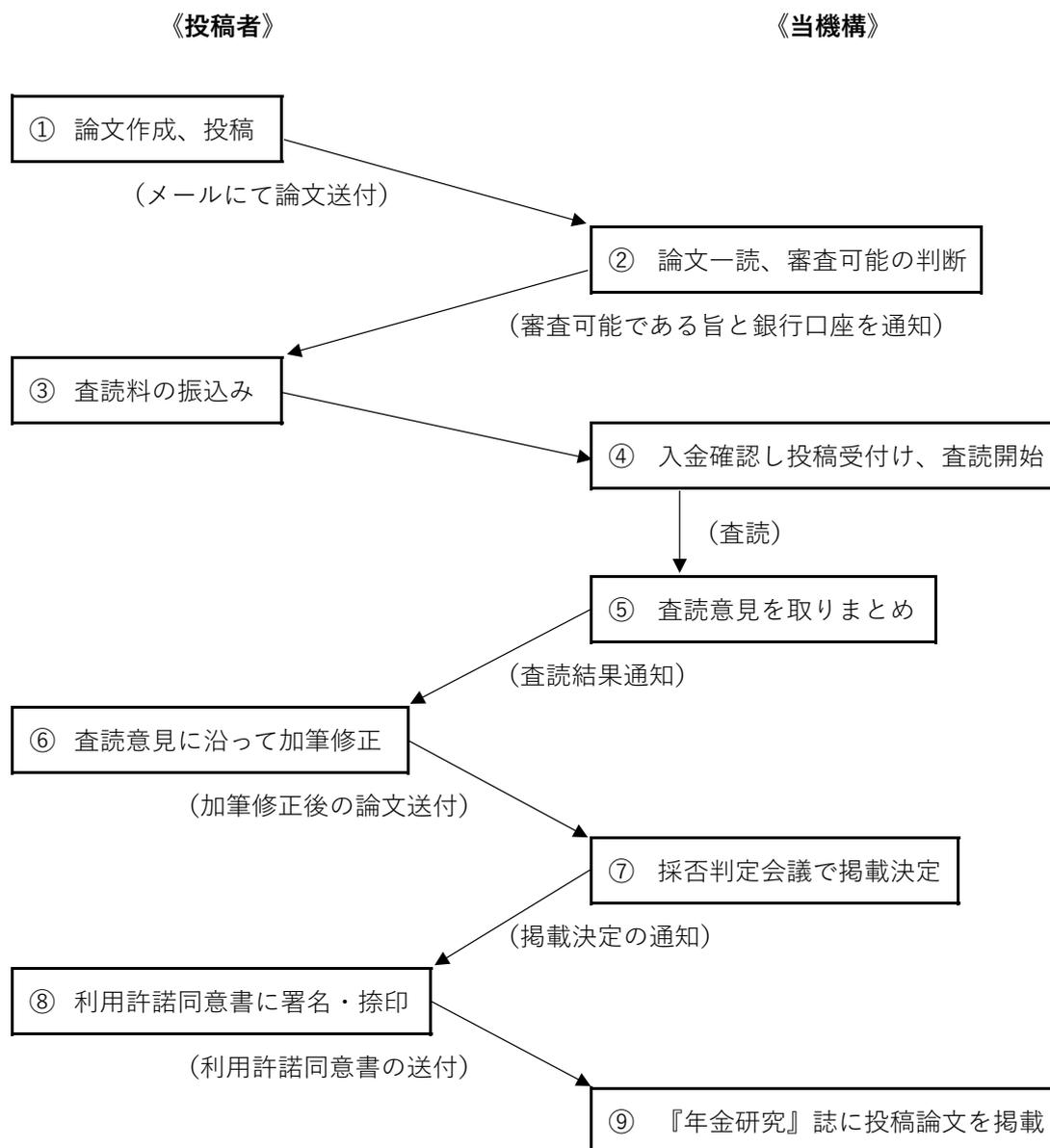
12. 審査可能のメール連絡を受けたときは、同メールでお知らせする銀行口座に査読料(1論文につき2万円)をお振り込みください。ただし、次のいずれかに該当する方が作成された論文については、この限りではありません。

- (1) 当機構所属の研究者
- (2) 当機構の研究プロジェクト参加者(当該研究プロジェクトの成果を取りまとめた論文に限ります)
- (3) 大学院生又は大学院修了者であって、35歳未満の方(これに該当される方は、学生証又は修了証書と生年月日が分かる証明書(免許証など)をスキャナーで読み込ませ、メール添付でご送付ください。)

13. 振込(又は11.(1)～(3)のいずれかに該当すること)が確認された時点で、投稿を受けつけた扱いとします。

【参考】

## 投稿から掲載までの流れ



(備考)

以上は標準的に想定される流れであり、次に掲げるように実際には様々なバリエーションがあり得ます。

- ・ ②では審査対象外と判断される可能性があります。
- ・ ③は一定の条件に該当する方は不要です。

- ・ ⑤では、改稿なしで採択、又は、採択不可という結果になる可能性があります。その場合、⑥のプロセスを経ずに、⑦で掲載決定または掲載不可となる可能性があります。
- ・ ⑥では、査読意見に対する釈明を行い、査読者が了解すれば、加筆修正は不要になります。
- ・ ⑦の前に、再査読が必要と判断される可能性があります。
- ・ ⑦では、査読でのやり取り等を踏まえ、掲載不可と決定される可能性があります。

(注意)

校正段階(執筆者の校正は原則として初校のみ)での修正は、数値情報のアップデートおよび不備の訂正のみとします。校正段階で大幅に内容を変更する場合、その変更は改めて審査の対象となるため、ご注意ください。

附則 この規程は、2023年10月1日から施行する。